

独禁法違反、排除措置命令を8件 課徴金、過去最高の1019.9億円

公正取引委員会が発表した2022年度における独占禁止法違反事件の処理状況によると、同年度においては、独占禁止法違反行為について、延べ29名の事業者に対して、違反企業に再発防止などを義務付ける排除措置命令を8件行った。前年度は、現行制度が導入された2006年以降、最少の3件だったが、5件増加した。

排除措置命令8件の内訳は、価格カルテル1件、その他のカルテル3件、入札談合4件。また、独禁法違反被疑行為について、4名の事業者に対して、3件の確約計画の認定を行った。いずれも不公正な取引方法（再販売価格の拘束1件、その他の拘束・排他条件付取引1件、競争者に対する取引妨害1件）となっている。

確約計画の認定とは、確約手続きに係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公取委が認定するという、独禁法に基づく行政処分。

公取委は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、その認定を取り消し、確約手続きに係る通知を行う前の調査を再開することとなる。また、その他の拘束・排他条件付取引とは、再販売価格の拘束以外の拘束・排他条件付取引を指す。

課徴金納付命令の状況は、延べ21名の事業者に対し、過去最高の総額1019億8909万円の課徴金納付命令を行った。一事業者当たりの課徴金額の平均は48億5662万円だった。

ICT利用の所得税等申告書提出 前年比2.3ポイント増の81.5%に

2022年分所得税等の確定申告では、所得税の申告書提出件数が2295万1千件で、過去最高だった2008年分（2369万3千件）を3.1%下回っている。それでも2011年分以降はほぼ横ばいで推移しており、こうした2千万件を超える納税者数に対応するために、国税庁は、確定申告における基本方針として、「自書申告」を推進、そのためのICT（情報通信技術）を活用した施策に積極的に取り組んでいる。

国税庁のホームページ上で申告書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」やe-Taxなど、ICTを利用した所得税の確定申告書の提出人員は全体で1869万7千人にのぼり、2021年分より3.3%増加。所得税の確定申告書の提出人員に占める割合は前年分より2.3ポイント上昇の81.5%に達した。

贈与税の申告でも、提出人員49万7千人のうち83.9%（41万7千人）がICTを利用、その割合は前年分から0.7ポイント上昇している。

確定申告会場でのICT利用は、会場で申告書を作成「e-Taxで提出」264万6千人、同「書面で提出」23万9千人の計288万5千人で、前年分に比べ▲7.2%減少した。

一方で、自宅などでのICT利用は、「HP作成コーナーで申告書を作成・書面での提出」351万人、「同e-Taxで提出」560万9千人、「民間の会計ソフトで作成・e-Taxで提出」514万8千人の計1426万7千人で、同5.0%増と自宅等でのICT利用が増加している。